

令和 7 年 6 月 30 日

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 30 日までの 3 年間

2.内 容

目標 1：令和 10 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 7 年 10 月～ ノー残業デーの実施

社会福祉法人 創生会
理事長 飯村 雄一